

随意契約に付し、比較見積を省略する理由

(滝畑ダム管理システム機器整備(6)工事)

滝畑ダムは、1級河川である石川上流部に築造され、河川法に基づいて管理を行っている洪水調節及び利水等を目的とした多目的ダムである。

本管理システム機器設備は、当ダムの河川法に基づく健全な管理を目的として設置されたものである。

当ダムの管理システム機器設備のデータ処理装置においては、データ欠測の発生や障害はその都度保守点検業務で対処してきたところであるが、今後、機器設備の重篤な破損による長期欠測の発生を回避し、システムの安定性を向上させるため、システム機器設備の一部を整備するものである。

本設備のデータ処理装置、ダム水文諸量の総合観測設備、ダム堤体内の計測機器、利水バルブ室の計測制御盤、水位計等の主要設備は、当該設備設置時の施工業者である富士通Japan株式会社の独自の製品で構成され、製品に関して設備機能を発揮するための独自技術(設計思想、データ取り込み方法等)についても同社が所有している。また、整備にあたっては、設備の設計・製作・修繕及び部品供給体制が確立し、システムを熟知した専門技術者を有することが必要であるため、富士通Japan株式会社でしか履行出来ない。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により富士通Japan株式会社 関西公共ビジネス統括部(旧富士通株式会社関西支社)と随意契約を締結し、大阪府財務規則第62条ただし書き及び大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号の特定の者でなければ履行できないものに該当することから、比較見積を省略するものである。